

相続ニュース

Vol.0110

2016年7月4日(月)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002 名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

贈与税が課されないケース

はじめに

贈与にもらった財産と、贈与とみなされる財産には、贈与税が課されることはすでにご存知だと思います。では、どのような場合には贈与税が課されないかを考えていきます。

財産の性質で贈与税の課税に不適当なもの

生活するうえで、実は様々な贈与が行われています。お年玉、誕生日プレゼント、お中元、お歳暮などです。これらも厳密に言えば贈与といえるでしょう。しかしながら、税法上、その財産の性質や贈与の目的などによって、贈与税の課税が似合わないものをあらかじめ特定して贈与税を課さないこととしています。

親族からもらった生活費等

親は子供の生活費や教育費を渡し、夫が妻に生活費を渡しています。これも厳密にいうと「贈与」ですが、扶養義務者（配偶者・親・子・孫などの直系血族など）の相互間において、生活費や教育費をその都度負担をした場合は、それらが社会常識の範囲内である限り、税法では非課税とされています。

この社会常識の範囲は非常に幅があると考えられますが、税法では「通常必要なもの」と規定しています。この規定がある理由は、生活費や仕送りなどの名を借りて、多額の財産を扶

養義務者の相互間に移される可能性があるからです。

法人（会社）からの贈与財産

「法人からの贈与財産」は、贈与税は相続税の補完税という位置付けにあるため、贈与税は課税されないことになっています。なぜなら、会社は法人ですから、相続税の対象とはなりません。従って、相続税の補完税である贈与税も課税することができないのです。

では、法人から贈与を受ければ全く税金を払わなくてもいいかという、そうではありません。法人（会社）から個人に贈与された財産は贈与税の対象ではなく、所得税の対象となります。その法人から贈与を受けた個人が「会社の役員や従業員」である場合は給与所得として、その他の個人であれば一時所得として、所得税が課税されることになるのです。

おわりに

他にも贈与税かからないケースが多くあります。贈与税が課されるか迷われた場合には、ASKまでご連絡ください。